

平成30年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名: 道路街路課

担当名: 街路担当

内線: 5056

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B8	社会資本整備総合交付金(街路)事業費		一般会計	土木費	都市計画費	街路事業費	社会資本整備総合交付金(街路)事業費	
事業期間	昭和25年度～	根拠法令	都市計画法第59条第2項			宣言項目	03	大地震など危機への備えの強化
					分野施策	041039	埼玉の活力を高める道路ネットワークの整備	
1 事業概要			5 事業説明					
安全で円滑な道路交通の実現を図るため、現道拡幅やバイパス整備を行い、道路ネットワークの構築を図る。			(1) 事業内容					
国の内定による減額補正 $\Delta 148,400$ 千円			ア 社会資本整備総合交付金(街路)事業費					
受託の変更による事業費の減額補正 $\Delta 37,600$ 千円			高速道路を軸とした幹線道路網を整備するため、基幹となる都市計画道路や地域の生活を支える身近な都市計画道路等について、社会資本整備総合交付金としてバイパス整備や現道拡幅等を実施する。					
事務費の節減による減額補正 $\Delta 1,149$ 千円			(2) 事業計画					
			ア 社会資本整備総合交付金(街路)事業費					
			都市計画道路越谷吉川線(越谷市・吉川市)外 8箇所					
			(3) 事業効果					
			広域的な幹線道路ネットワークを整備することにより、地域の交流や経済活動を支え、均衡ある県土の発展に寄与する。					
			(4) 補正予算の概要					
			ア 社会資本整備総合交付金(街路)事業費					
			国の内定による減額補正 $\Delta 148,400$ 千円					
			受託の変更による事業費の減額補正 $\Delta 37,600$ 千円					
			事務費の節減による減額補正 $\Delta 1,149$ 千円					
2 事業主体及び負担区分								
(1) (国5.5/10・県3.6/10・市0.9/10)								
(2) (国4.5/10・県4.4/10・市1.1/10)								
(3) (国5/10・県4/10・市1/10)								
3 地方財政措置の状況								
公共事業等債								
充当率90%(通常分50% 財対分40%)								
交付税措置 財対分50%								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
(1) 事業に係る人件費 160,550千円(16.9人)								
(2) 組織の新設、改廃及び増員 なし								
			財 源 内 訳				一般財源	補正後の 予算額
予算額		国庫支出金	分担金・負担金	諸収入	県債			
決定額	$\Delta 187,149$	$\Delta 116,650$	$\Delta 6,580$	$\Delta 37,600$	$\Delta 27,000$		681	
現計額	2,230,979	995,544	207,087	200,000	826,000		2,348	